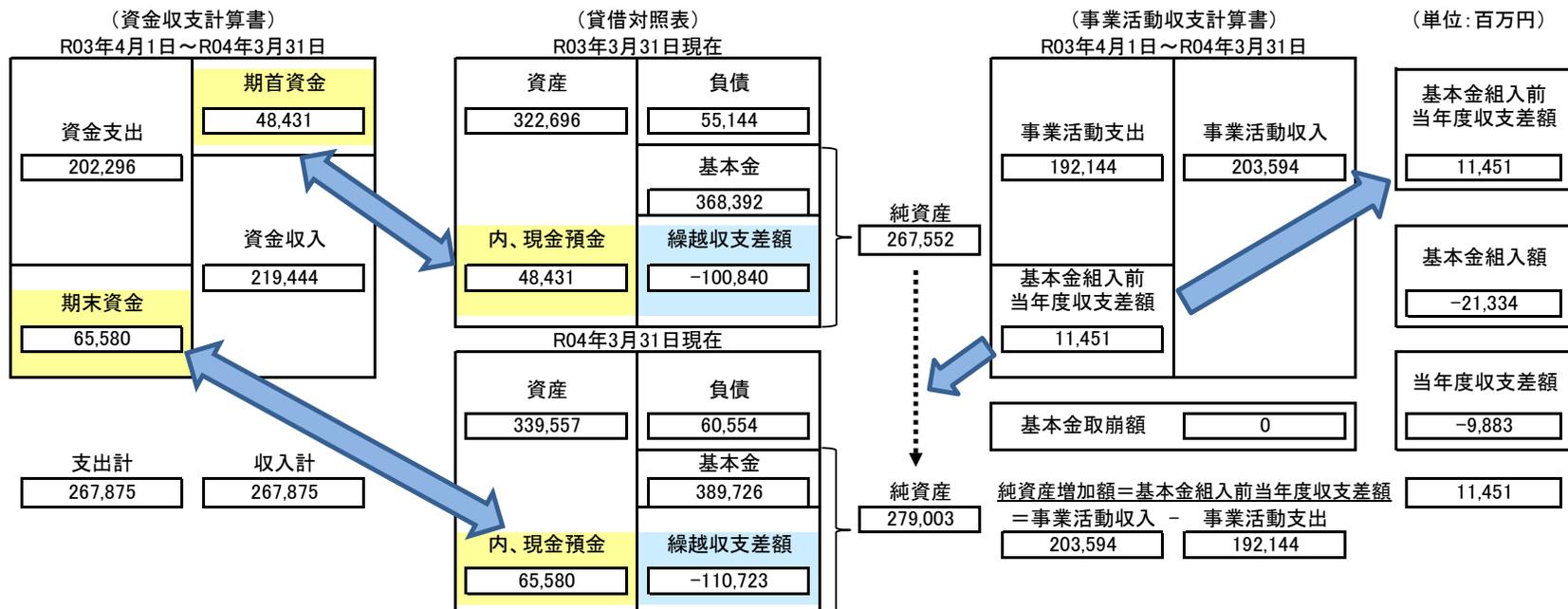


<学校法人会計基準の特徴>

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務づけられています。

①資金収支計算書	=	学校法人の当該年度の教育研究活動やこれに付随する活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の1年間(4月1日～3月31日)の動きを表すものです。
②事業活動収支計算書	=	学校法人の1年間(4月1日～3月31日)の収支状況を表す重要な計算書類です。事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにし、また事業活動支出が事業活動収入により賄われているかを表します。
※基本金	=	取得した施設設備(1号)+施設設備の将来取得に向けた先行組入れ(2号)+各種基金(3号)+運転資金(4号) 事業活動収入のうち、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として決定した金額
③貸借対照表	=	年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産(資産-負債)の額を明らかにします。 また、基本金(維持すべき金額)に対する純資産の過不足状態を繰越収支差額として表します。



※ 金額は百万円未満を端数処理(四捨五入)して表記していますので、合計と一致しないことがあります。

<学校法人会計と企業会計の違い>

①「キャッシュ・フロー計算書」と「資金収支計算書」

企業会計の「キャッシュ・フロー計算書」は、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を「営業活動」「投資活動」「財務活動」の活動区別に表示した計算書になります。一方、学校法人会計の「資金収支計算書」は、毎会計年度の諸活動に対応する「すべての収入及び支出の内容」並びに「当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末」を明らかにするための計算書になります。

②「損益計算書」と「事業活動収支計算書」

企業会計の「損益計算書」は、企業の経営成績を明らかにするため、「一会計期間に属するすべての収益」と「これに対応するすべての費用」を計算し、営業損益、経常損益、特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示する計算書になります。一方、学校法人会計の「事業活動収支計算書」は、毎会計年度の諸活動に対応する「事業活動収入」及び「事業活動支出」を「教育活動目的」、「教育活動外目的」、「その他の目的」に区分表示し、基本金組入後の収支均衡の状態を明らかにするための計算書になります。